

2014年度目録委員会記録 No.8

第8回委員会

日時：2014年12月13日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山、渡邊
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 典拠形アクセス・ポイント関連条文案（素案）について（10ページ-A4、NDL収集書誌部）
2. 典拠形アクセス・ポイント関連（第4～8章、第21～25章）条文案（計183ページ-A4、NDL収集書誌部）
3. NDL条文案へのコメント（13ページ-A4、古川委員）
4. 典拠形アクセス・ポイント関連条文案に関する意見（3ページ-A4、渡邊委員）
5. 2014年度第7回目録委員会記録（案）（5ページ-A4）
6. 2014年度第6回目録委員会記録（4ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認

2014年度第7回記録案（資料5）について確認した。

[検討事項]

2015年2月にNDLで開催予定の書誌調整連絡会議に典拠形アクセス・ポイント関連草案（以下、「会議提案案」）を提出するため、NDL収集書誌部から10月に送付された関連条文案（資料2）（以下、「NDL案」）についての集中審議を行った。時間的制約もあることから、古川委員と渡邊委員から提出されたコメント（資料3,4）のうち重要な事項に絞って審議した。その他の事項については、田代委員・津田委員がNDLに持ち帰り検討することとした。

1. 全体に関わる事項

- ・NDL案について、①目録委員会原案（以下、「委員会案」）中の、RDAに基づきながらも現NCRにない独自の規定と、RDAにも現NCRにもない委員会案独自の規定をかなり取り入れ、両案の相違は一定の範囲に収まっている、②委員会案提示後のRDAの改訂を反映している、③詳細で網羅的である、と評価した。

- ・典拠形アクセスポイント（以下、「AAP」）の優先言語について、委員会案は日本語（片仮名）形を、NDL 案は原語形を本則としている。この点については委員の意見が分かれた。主な意見は以下の通り。
 - ・原語形優先の結果、親しみにくい目録となることを強く危惧する。日本人利用者にとってユーザーフレンドリーな標目に転換した新版予備版以降の方針に逆行する。
 - ・NDL 及び大学図書館（NACSIS-CAT）では原語形を優先しているおり、実情に適合する。RDA 対応という観点からも自然である。
 - ・公共図書館のデータは日本語形を優先しており、その立場からはこれを本則とするほうがよい。
 - ・NDL 案の例示は、原語形も日本語形も採用しているため、原語形を本則とする規定でありながら、日本語形優先の別法にも目配りされており、使用の観点からは問題ないと思われる。
 - ・原語形のみデータでは利用者の検索に著しい支障がある。原語形を採用するなら、対応する日本語形（判明する限りにおいて）の異形アクセス・ポイントをコア・エレメントにする、といったことまで考える必要がある。

会議提出案は NDL 案のままとするが、結論保留の注記を付し、今後広く意見を聞いて検討する。

- ・アクセス・ポイント構築の部の構成について、FRBR 第 1 グループに関する章を、著作、表現形、体现形（現在は条項番号のみ）、個別資料（現在は条項番号のみ）に分割する。
- ・情報源に関する規定を各エレメントに置いていること、各エレメントの「記録の範囲」に本来用語集に記されるべき用語定義がしばしば含まれること、の二点について冗長であるとの指摘があった。会議提出案は NDL 案のままとするが、今後の検討ポイントである旨の注記を付す。
- ・文体について明快さの点で、見出しについての的確さの点で改善の余地がある、との指摘があった。

2. 「第 4 章 著作」条文案

- ・各種の著作の名称について、委員会案の「法律著作」「音楽著作」ではなく、NDL 案の「法令等」「音楽作品」を採用する。NDL 案は RDA に準拠して「音楽作品」「法令等」の順としているが、一般性を考慮して「法令等」を前置した委員会案の順序に戻す。
- ・「タイトル」は本来体现形の用語であることから、著作の名称に対して用いる際は、規定の最初に説明を加える。
- ・RDA における「Works」（特定の作成者による著作の全集合を表す）に対する日本語として委員会案は「全集」を採用したが、NDL 案は RDA に「Works. Selections」とする場合があることから「作品集」を採用している。「作品集」ではわかりにくいとの意見があり、結論を保留して両論併記とする。

3. 「第5章 表現形」条文案

- ・NDL案の例示においてその他の識別要素がすべて表現形からの転記となっている点について、統制形とすべきではないかとの指摘があった。今後の検討とするが、会議提案案では例の差し換えを行う。

4. 「第6章 個人」条文案

- ・古代ギリシア人名に関して、NDL案に規定がなく、また例示に不備があるとの指摘があった。例の差し換え等を検討する。
- ・NDL案はキリル文字をローマ字に翻字した例示を行っているが、キリル文字のままAAPとする例示も加える。
- ・世系について、委員会案が独立したエレメントとしたが、NDL案は日本人名の場合のみ独立したエレメントとし、外国人名ではRDAに準拠して名称の一部としている。日本人名のみ別扱いとする点に異論が出され、今後検討することとした。会議提案案ではその旨の注記を付す。
- ・「個人と結びつく日付」について、RDAに存在する「生年」「没年」等のエレメント・サブタイプがNDL案に反映されていない。反映を行うこととした。

5. 「第8章 団体」条文案

- ・NDL案では原則として団体の正式名称を採用する規定となっているが、RDAにも国際目録原則にもない孤立した規定で、利用者の使いやすさを阻害するとの異論が出された。正式名称の採用を本則とする以外の方法を、NDLで持ち帰り検討する。
- ・NDL案ではRDAに準拠して、本来下部組織ではない団体でも「東京大学. 平賀義研究会」と下部組織と同様の表現としている。この点に異論が出たが、結論は保留となった。
- ・大学に付属または付置される機関についてNDL案では、RDAに準拠して名称自体によって、単独で記録するか上部組織名に続けて記録するかを選択する規定としている。この扱いを了承した。
- ・「団体と結びつく日付」についても個人と同様に、エレメント・サブタイプを反映させる。

6. 「第21-25章 アクセス・ポイントの構築」条文案

- ・NDL案では21章を「アクセス・ポイント総則」としていたが、「アクセス・ポイントの構築総則」に改める。
- ・「種類」など各章に重複した規定が目立つとの指摘があった。NDLで整理を試行のうえ検討する。
- ・NDL案の総則に設けた「非統制形アクセス・ポイント」の規定について、不要ではないかという指摘があった。会議提案案ではそのままとするが、今後検討を続ける。

- NDL 案の総則では「機能」の条で AAP についてのみ述べているが、異形アクセス・ポイントの機能にも言及することとした。
- 著作に対する AAP の構築において、作成者の AAP と優先タイトルとの結合順序について NDL 案は規定していない。「その順序は規定しない」等の文言を入れ、このことをさらに明確にする。
- 著作の種類による規定のうち、委員会案の「既存著作とそれへの注釈・挿絵などから成る著作」を、NDL 案では RDA に準拠して「既存の著作に追加された注釈、解説、図解等」としているが、不的確な表現で改悪との指摘があった。委員会案の表現に戻し、「挿絵」「図解」の語については今後検討を続ける。
- 著作の AAP に関する「名称を使い分ける個人」の規定について、NDL 案の規定の位置等に異論が出された。規定の位置と表現について、今後検討する。
- 表現形の AAP に関する規定について、不備の指摘があった。優先順位の規定を追記する。

次回以降の委員会の予定

1月24日（土）

2月21日（土）

3月14日（土）

以上